



国保

新しい保険証を送付します

現在お使いの国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は令和5年（2023年）3月31日（金）までです。

4月1日（土）からお使いいただ�新しい保険証は、3月中旬頃から順次、簡易書留郵便でお届けします。3月末までは現在お持ちの保険証をお使いください。有効期限が切れた古い保険証は役場に返却するか、ご自分で処分してください。

※国民健康保険税に滞納のある方で、滞納の状況によつては有効期限の短い保険証などを交付します。滞納のままにせず、速やかに納めていただくか、納付相談をしていただくようお願いします。

問 住民課（吉備庁舎）

医療保険の切り替え手続き お忘れではないですか

【職場の健康保険をやめたとき・家族の健康保険の扶養から外れたとき】職場の健康保険をやめて新しい職

場の健康保険などに加入されるまでの期間は、国民健康保険への加入の手続きが必要です。

- 申請に必要なもの
 - ・健康保険資格喪失証明書

※本書は会社または健康保険組合でもらつてください。また、できれば会社の電話番号を控えてきてください。

- ・来庁者の本人確認書類（運転免許証など）

【職場の健康保険に加入したとき・家族の健康保険の扶養に入つたとき】

現在、国民健康保険に加入している方で、他の保険（職場の健康保険など）に加入した場合は、必ず届け出してください。

●申請に必要なもの

- ・新しい保険証（職場の健康保険証など）
- ・国民健康保険被保険者証（返却のため）

※来庁者の本人確認書類（運転免許証など）

※来庁者が同一世帯員でない場合は、委任状が必要です。

●信頼できる薬です

また、なかには飲みやすくなるよう薬の大きさ・味・においの改良や保存性の向上など、より工夫されたものもあります。

※各種届け出の際、マイナンバーの記入が必要になる場合があります。来庁の際はマイナンバーカードをお持ちください。

●まずはお医者さんに相談を

他の健康保険に加入された後、医療機関で誤つて国民健康保険被保険者証があるわけではありません。また医療用医薬品なので、病院や診療所の

康保険から支払われた金額を返還いただくことになります。他の健康保険によっては、先発医薬品を使用した方がいいと医師が判断する場合もあります。

医師による処方箋が必要です。症状によっては、先発医薬品を使用した方がいいと医師が判断する場合もあります。

問 住民課（吉備庁舎）

ジェネリック医薬品を活用しましょ

ジェネリック医薬品を積極的に利用することで、薬代にかかる医療費を節約することができます。一人一人の節約が、制度全体では大きな効果を生みます。

●ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、先発医薬品に比べて価格が安く設定されており、薬代の負担が軽くなります。

※ジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありません。薬品によっては、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合もあります。

●ジェネリック医薬品の希望シールをお配りしています

皆さまの窓口負担を節約できるジェネリック医薬品の利用を促進するため、ジェネリック医薬品への切り替えの意思を手軽に伝えることができる

シールをお配りしています。ジェネリック医薬品への切り替えの意思を手軽に伝えることができるシールを希望される方は、このシールを保険証などに貼つてご利用ください。



問 住民課（吉備庁舎）

●ジェネリック医薬品差額通知

ジェネリック医薬品を使用した場合、1カ月の自己負担額が100円以上軽減される可能性がある方を対象に、参考として「ジェネリック医